

医薬発1213第1号 令和5年12月13日

各 保健所設置市長 特 別 区 長

殿

厚生労働省医薬局長 (公印省略)

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の公布について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「改正法」という。)については、本日別添1のとおり公布され、順次施行することとされたところです。

改正の趣旨及び改正法の主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下 市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いします。

記

第1 改正の趣旨

医療及び産業の分野における大麻草の適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするための規定の整備、大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

第2 改正法の主な内容

- 1 大麻取締法(昭和23年法律第124号)の一部改正
 - (1) 題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改めること。(題名関係)
 - (2) 総則
 - ア 大麻草の栽培の規制に関する法律は、大麻草の栽培の適正を図るために 必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法と相まって、大麻

- の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とすること。(第1条関係)
- イ 「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいうものとすること。 (第2条第1項関係)
- ウ 「大麻」とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く。)及びその製品 (大麻草としての形状を有しないものを除く。)をいうものとすること。(第 2条第2項関係)
- エ 「大麻草採取栽培者」とは、(3)のアの都道府県知事の免許を受けて、種子又は繊維を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。 (第2条第4項関係)
- オ 「大麻草研究栽培者」とは、(4)のアの厚生労働大臣の免許を受けて、大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。(第2条第5項関係)
- カ 「大麻草栽培者」とは、大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいい、 大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならないものとすること。(第 2条第3項及び第3条関係)
- (3) 大麻草採取栽培者
 - ア 大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事(以下「都道府県知事」という。)の 免許(以下この(3)において「免許」という。)を受けなければならないもの とすること。(第5条第1項関係)
 - イ 次のいずれかに該当する者には、免許を与えないものとすること。(第5 条第2項関係)
 - (ア) サにより免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
 - (4) 麻薬中毒者
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (工) 未成年者
 - (対) 心身の故障により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - (カ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者((ク)及び3の(2)のアにおいて「暴力団員等」という。)
 - (キ) 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者があるもの
 - (ク) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - ウ 大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じた ときは、15 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないも のとすること。(第6条第3項関係)

- エ 免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又はサにより 当該免許が取り消されたときは、15日以内に、免許証を都道府県知事に返 納しなければならないものとすること。(第7条第5項関係)
- オ 免許の有効期間は、当該免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとすること。(第8条関係)
- カ 大麻草採取栽培者(免許の有効期間が満了した者を含む。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間における各年について、その翌年の1月31日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならないものとすること。(第9条関係)
 - (ア) 大麻草の作付面積
 - (イ) 当該年中に採取した大麻草の繊維の数量
 - (ウ) 当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量
 - (エ) 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
 - (オ) 当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量
 - (カ) その他厚生労働省令で定める事項
- キ 大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項 を記載するとともに、当該帳簿を、最終の記載の日から2年間、保存しな ければならないものとすること。(第10条関係)
 - (7) 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並び にその年月日
 - (4) 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所
 - (ウ) コの(ア)により届け出た大麻の品名及び数量
 - (エ) その他厚生労働省令で定める事項
- ク 都道府県知事の許可を受けたとき、又はケの(4)の届出をしたときを除き、 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはな らないものとすること。(第11条関係)
- ケ 大麻の廃棄に関する事項
 - (ア) 大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出て、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならないものとすること。(第12条第1項関係)
 - (4) 大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならないものとすること。(第12条第2項関係)
- コ 大麻の滅失等事故の届出義務に関する事項

- (ア) 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。(第12条の2第1項関係)
- (4) 都道府県知事は、(7)の届出を受けたときは、速やかに、(7)の事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとすること。(第12条の2第2項関係)
- サ 都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法 律の規定等に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をし たとき、又はイの(イ)から(ク)までのいずれかに該当するに至ったときは、免 許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることがで きるものとすること。(第12条の3第1項関係)
- シ 免許の取消しを受ける場合等における届出義務に関する事項
 - (ア) 大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。(第12条の4第1項関係)
 - (4) (7)の届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとすること。(第12条の4第2項関係)
 - (ウ) 大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、30日以内に、当該大麻草採取栽培者の免許証を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、現に管理する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。(第12条の4第3項関係)
- ス 免許期間満了者等が大麻を譲り渡した場合における届出義務に関する事項
 - (ア) 免許の有効期間が満了した者(引き続き免許を受けている者を除く。)、 サ又はシの(4)による免許の取消しを受けた者及びシの(b)により届け出な ければならない者(以下このスにおいて「免許期間満了者等」という。) については、免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から 50 日以 内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻草栽培者又は麻薬研究施設 の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、又 は免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、麻薬

及び向精神薬取締法の禁止規定を適用しないものとすること。(第 12 条 の 5 第 1 項関係)

(4) 免許期間満了者等が(ア)により大麻を譲り渡したときは、15 日以内に、 当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称 及び住所を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。 (第12条の5第2項関係)

(4) 大麻草研究栽培者

- ア 大麻草研究栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許(以下この(4)において「免許」という。)を受けなければならないものとすること。(第13条第1項関係)
- イ 免許を申請する者又は免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して 政令で定める額の手数料を国に納めなければならないものとすること。(第 13条第4項関係)
- ウ 免許の有効期間は、当該免許の日からその年の 12 月 31 日までとすること。(第 14 条関係)
- エ 大麻草研究栽培者は、その所有する大麻(栽培地において現に生育する ものを除く。)を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけ た設備内に収めて保管しなければならないものとすること。(第 16 条関係)
- オ 免許について、大麻草採取栽培者の免許の規制に準じた措置を講ずるものとすること。(第13条第2項、第15条第1項及び第17条第1項関係)
- (5) 都道府県は、大麻草の栽培の規制に関する法律に基づき都道府県知事が行 う免許その他大麻草の栽培の規制に必要な費用を支弁しなければならないも のとすること。(第 22 条関係)

(6) 罰則等

- ア 大麻から製造された医薬品の施用・受施用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則の規定を削除するものとすること。(改正前第3条、第4条第1項、第24条、第24条の2、第24条の3第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項並びに第24条の7関係)
- イ 大麻草の栽培の規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。(第24条及び第24条の3から第28条まで関係)
- (7) その他所要の改正を行うこと。
- 2 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正
 - (1) 総則
 - ア 「第一種大麻草採取栽培者」とは、1の(3)のアの都道府県知事の免許を 受けて、大麻草から製造される製品(大麻草としての形状を有しないもの を含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに

限る。)の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとする こと。(第2条第4項関係)

イ 「第二種大麻草採取栽培者」とは、1の(4)のアの厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。(第2条第5項関係)

(2) 第一種大麻草採取栽培者

- ア 第一種大麻草採取栽培者について、大麻草採取栽培者として、1の(3)の 規定を適用するものとすること。(第5条から第7条まで、第9条から第12 条まで、第12条の6第1項及び第2項、第12条の7第1項、第3項及び 第4項並びに第12条の8第1項関係)
- イ 第一種大麻草採取栽培者が、その免許の有効期間における各年について 都道府県知事に報告しなければならない事項として、(4)のアの方法による 処理をしていない大麻草の種子(以下この2において「発芽不能未処理種 子」という。)の品名及び数量を追加するものとすること。(第9条第3号 から第5号まで関係)
- ウ 第一種大麻草採取栽培者が、その事務所に備えた帳簿に記載しなければならない事項として、発芽不能未処理種子、麻薬(キの大麻草の加工の過程において製造された物に限る。以下この2において同じ。)及び播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量等を追加するものとすること。(第 10 条第1項第1号、第3号及び第4号関係)
- エ 第一種大麻草採取栽培者が、その所有する大麻等につき、滅失、盗取、 所在不明その他の事故が生じたときに都道府県知事に届け出なければなら ない事項として、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量を追加する ものとすること。(第12条の2第1項関係)
- オ 第一種大麻草採取栽培者は、3の(1)のエに定める物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならないものとすること。(第12条の3第1項関係)
- カ 第一種大麻草採取栽培者は、オの含有量が基準を超える大麻草を栽培するに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならないものとすること。(第12条の3第2項関係)
- キ 第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であって厚生労働省令で定めるときを除き、大麻草の加工(大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。以下このキ及びケにおいて同じ。)をしようとするときは、1月から6月まで及び7月から12

月までの期間(ケにおいて「半期」という。)ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並びに加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けなければならないものとすること。(第12条の4第1項関係)

- ク キの許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、 キの事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないもの とすること。(第12条の4第2項関係)
- ケ キの許可を受けた第一種大麻草採取栽培者は、当該許可を受けた半期の 期間経過後 30 日以内に、加工のために使用した大麻草の品名及び数量並 びに加工をした品目その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報 告しなければならないものとすること。(第12条の4第3項関係)
- コ 厚生労働大臣は、キの許可を与えたとき、又はケの報告を受けたときは、 速やかに、その旨及びその内容を都道府県知事に通知するものとすること。 (第12条の4第4項関係)
- サ 第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を 業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとと もに、その所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)を、 当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて 保管しなければならないものとすること。(第12条の5関係)
- シ 厚生労働大臣は、第一種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、又はその業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたときは、キの許可を取り消し、又は期間を定めて、キの大麻草の加工の中止を命ずることができるものとすること。(第12条の6第3項関係)

(3) 第二種大麻草採取栽培者

- ア 第二種大麻草採取栽培者について、1の(4)の大麻草研究栽培者に関する 規定の対象に追加するものとすること。(第13条第1項及び第2項並びに 第15条第1項関係)
- イ 第二種大麻草採取栽培者について、第一種大麻草採取栽培者に関する規制に準じた措置を講ずるものとすること。(第 16 条第 1 項及び第 17 条第 1 項関係)

(4) 大麻草の種子の取扱い

ア 大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、他の大麻草栽培者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、厚生労働省令で 定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならないも のとすること。(第18条関係)

- イ 発芽不能未処理種子は、次のいずれかに該当する場合であって、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときを除き、輸入してはならないものとすること。(第19条第1項関係)
 - (ア) 大麻草栽培者が輸入する場合
 - (4) 発芽不能未処理種子を輸入し、アの方法による処理をする場合
- ウ イの(4)に係る許可を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から 3月以内に、イの(4)に定める方法による処理をしなければならないものと すること。(第19条第2項関係)
- エ アの方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならないものとすること。(第 20 条関係)
- オ 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができるものとすること。(第21条関係)
- カ 厚生労働大臣は、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定にかかわらず、 大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は 譲り受けることができるものとすること。(第21条の2第1項関係)
- キ 同一人が2以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、大麻草の栽培の規制に関する法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなすものとすること。(第21条の3関係)
- (5) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、大麻草の栽培の規制に関する法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができるものとすること。(第22条の3第1項関係)
- (6) 大麻草の種子の取扱いの規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。(第 24条の6第4号及び第5号並びに第26条第2号関係)
- (7) その他所要の改正を行うこと。
- 3 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)の一部改正
 - (1) 定義等
 - ア 「大麻」とは、1 o(2)のウの大麻をいうものとすること。(第 2 条第 1 項 第 1 号の 2 関係)

- イ 「麻薬中毒」とは、麻薬又はあへんの慢性中毒をいうものとすること。 (第2条第1項第24号関係)
- ウ 化学的変化(代謝を除く。)により容易に麻薬及び向精神薬取締法別表第 1に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬と みなして、麻薬及び向精神薬取締法の規定を適用するものとすること。(第 2条第2項関係)
- エ 「六a・七・八・十a ― テトラヒドロ ― 六・六・九 ― トリメチル ― 三 ーペンチル ― 六H ― ジベンゾ [b・d] ピラン ― 一 オール (別名デルタ九 テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類」を麻薬に追加するものとすること。(別表第1第42号関係)
- オ 「六a・七・十・十a ― テトラヒドロ― 六・六・九 ― トリメチル― 三 ーペンチル ― 六H ― ジベンゾ [b・d] ピラン ― 一 オール (別名デルタハ テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類」を麻薬に追加するものとすること。(別表第1第43号関係)
- カ その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の工に定める物を含有する物であって、工に定める物以外の麻薬を含有しないものを、麻薬から除外するものとすること。(別表第1第78号ロ関係)
- キ エ又は才に定める物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品(大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び麻薬を人為的に含有させたものを除く。)を、麻薬から除外するものとすること。(別表第1第78号ハ関係)
- (2) 免許に関する事項
 - ア 麻薬輸入業者等の免許について、暴力団員等及び暴力団員等がその事業 活動を支配する者に該当する者には、当該免許を与えないことができるも のとすること。(第3条第3項関係)
 - イ 向精神薬輸入業者等の免許について、アに準じた改正を行うものとする こと。(第50条第2項第2号関係)
- (3) 麻薬の譲渡し等に関する事項(第 24 条第1項第4号から第6号まで、第 26 条第1項及び第3項、第28条第1項第3号から第5号まで、第29条並びに第32条第1項関係)
 - ア 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、大麻を他の大麻草採取栽培 者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことを 可能にすること等、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の所持する大 麻に関する規制に関する規定の整備を行うこと。
 - イ 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者について、アに準 じた措置を講ずるものとすること。

- (4) 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬を製造することを可能とするものとすること。(第20条第1項第2号関係)
- (5) その他所要の改正を行うこと。

4 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定め る日から施行すること。(附則第1条関係)

ア (3)の一部 公布の日

イ 2、3の(3)のイ、(4)及び(5)の一部並びに(3)の一部 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。(附則第2条関係)

(3) 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第3条から第29条まで関係)